

令和6年度安曇野市証明書自動交付機（キオスク端末）等導入業務委託 仕様書

1 件名

令和6年度安曇野市証明書自動交付機（キオスク端末）等導入業務委託

2 目的

現在、市民課窓口で交付している住民票の写し・印鑑登録証明書・戸籍証明書・戸籍の附票の写しは、コンビニエンスストア等に設置されているキオスク端末で取得することができるが、その利用率は令和6年4月現在で約25%程度であり、来庁しての証明書の取得が多くを占めていることもあり、市民課窓口は混雑による待ち時間の増加が恒常的に発生している。

そこで、市民課待合スペース付近にキオスク端末を設置し、来庁者にキオスク端末とその使い方を周知するとともに、実際の利用体験により利便性を実感していただくことで、証明書コンビニ交付サービス及びマイナンバーカードの利用促進を図る。

これによりマイナンバーカードの普及促進に繋がり、また、証明書交付が増加することで市民課窓口の利用者が減少し、混雑の緩和にも繋がるものである。

3 履行期間

契約締結日から令和7年1月24日（金）まで

4 設置場所

安曇野市役所1階 市民生活部市民課（長野県安曇野市豊科6000番地）

5 導入機器等

(1) 証明書自動交付機（キオスク端末） 1台

富士フイルムビジネスイノベーション製「Apeos Station C3551KT」またはシャープ製「MX-3631DS」のいずれかとし、以下の（ア）から（オ）の内容を満たすこと。

（ア）導入後6年間は稼働できる機器であること。

（イ）J-LISが提供するコンビニ交付を、マイナンバーカードに格納された電子証明書を用いて利用できること。

（ウ）手数料支払いについては、5円、10円、50円、100円、500円硬貨及び1,000円札が使用可能であること。

（エ）今後の貨幣、紙幣の改廃に対応できること。

（オ）端末機の利用状況や利用者を、Microsoft Excel インポート可能なCSV形式等のデータで取得できること。

(2) 監視カメラ 1台

以下の（ア）から（オ）の内容を満たすこと。

- （ア）導入後6年間は稼働できる機器であること。
- （イ）録画した画像により証明書自動交付機（キオスク端末）操作者の顔と操作時刻が判断できること。
- （ウ）録画した画像は、パソコン（OS：Windows 10以上）を用いて再生できるデータで保存されること。
- （エ）画素は220万画素以上とすること。
- （オ）録画はレコーダーもしくはSDカードで保存することとし、100時間分以上の録画ができること。なお、録画の上限を超える場合は、一番古い映像に新しい映像が上書きされるようにすること。

（3）設置等

以下の（ア）から（エ）の内容を満たすこと。

- （ア）証明書自動交付機（キオスク端末）を設置し、地方公共団体情報システム機構（以下、「J-LIS」という。）の仕様を満たす通信回線の設定構築作業を行い、各種証明書が発行されるか等の動作確認すること。
- （イ）監視カメラを設置し、正常に録画できるか等の動作確認を行うこと。
- （ウ）“キオスク端末操作マニュアル”、“証明書交付等運用マニュアル”、“監視カメラ操作マニュアル”、“利用者（市民）操作マニュアル”の紙媒体及びデータを各1部納品すること。
- （エ）動作確認後に、担当職員に対し機器の操作説明を行うこと。

6 その他

- （1）作業において、発注者の業務及び稼働中の業務システム等に影響の恐れがある場合は、事前に協議の上、発注者の指示に従い実施すること。
- （2）作業の際には、施設内での作業条件及び施設管理者の指示に従うこと。
- （3）作業の際に必要な場合は、養生を十分にいき、建造物、機器等を損傷しないよう十分注意すること。損傷した場合は発注者の指示に従い、速やかに現状復旧をはかること。なお、復旧に要する費用はすべて受注者の負担とする。
- （4）ネットワーク機器は、施錠管理を行うこと。
- （5）作業後は、排出した段ボールやゴミ等をすべて持ち帰ること。
- （6）機器の電源等確保は発注者が行う。
- （7）キオスク端末を設置、運用するために必要となるJ-LISへの申請手続きに関して、システム構築・運営事業者として書類の作成に協力するとともに、J-LISが定める工程試験を実施すること。
- （8）証明書交付センターとの利用実績照合ができること。また、不整合に関する調査、解析及び解析及びJ-LISへの報告、修正ができること。
- （9）本仕様書に明示のない場合または疑いを生じた場合は、発注者と協議すること。

7 支払方法

正当な請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

8 個人情報の保護

受注者は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記2「個人情報の取り扱いに係る特記事項」を守らなければならない。

9 問い合わせ先

〒399-8281 長野県安曇野市豊科 6000 番地

安曇野市 市民生活部 市民課 市民担当

担当：中山 明史

電話：0263-71-2000（内線 1211） FAX：0263-71-2503

メール：shi-shimin@city.azumino.nagano.jp